

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月  
国立大学法人山梨大学

### 1. 随意契約の見直し計画

(1)平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

#### 【全体】

|                                  |      | 平成18年度実績     |                | 見直し後         |                |
|----------------------------------|------|--------------|----------------|--------------|----------------|
|                                  |      | 件数           | 金額(百万円)        | 件数           | 金額(百万円)        |
| 事務・事業を取り止めたもの<br>(18年度限りのものを含む。) |      | /            |                | ( 9%)<br>5   | ( 24%)<br>250  |
| 一般競争入札等                          | 競争入札 |              |                | /            |                |
|                                  | 企画競争 | ( 0%)<br>0   | ( 0%)<br>0     |              |                |
| 随意契約                             |      | (100%)<br>55 | (100%)<br>1049 | ( 60%)<br>33 | ( 64%)<br>675  |
| 合 計                              |      | (100%)<br>55 | (100%)<br>1049 | (100%)<br>55 | (100%)<br>1049 |

(注1)見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

|                                  |      | 平成18年度実績 |         | 見直し後   |         |
|----------------------------------|------|----------|---------|--------|---------|
|                                  |      | 件数       | 金額(百万円) | 件数     | 金額(百万円) |
| 事務・事業を取り止めたもの<br>(18年度限りのものを含む。) |      |          |         | ( 0%)  | ( 0%)   |
|                                  |      |          |         | 0      | 0       |
| 一般競争入札等                          | 競争入札 |          |         | ( 0%)  | ( 0%)   |
|                                  |      |          |         | 0      | 0       |
|                                  | 企画競争 | ( 0%)    | ( 0%)   | ( 0%)  | ( 0%)   |
|                                  |      | 0        | 0       | 0      | 0       |
| 随意契約                             |      | (100%)   | (100%)  | (100%) | (100%)  |
|                                  |      | 1        | 131     | 1      | 131     |
| 合 計                              |      | (100%)   | (100%)  | (100%) | (100%)  |
|                                  |      | 1        | 131     | 1      | 1       |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

|                                  |      | 平成18年度実績 |         | 見直し後   |         |
|----------------------------------|------|----------|---------|--------|---------|
|                                  |      | 件数       | 金額(百万円) | 件数     | 金額(百万円) |
| 事務・事業を取り止めたもの<br>(18年度限りのものを含む。) |      |          |         | ( 9%)  | ( 27%)  |
|                                  |      |          |         | 5      | 250     |
| 一般競争入札等                          | 競争入札 |          |         | ( 30%) | ( 13%)  |
|                                  |      |          |         | 16     | 113     |
|                                  | 企画競争 | ( %)     | ( 0%)   | ( 2%)  | ( 1%)   |
|                                  |      | 0        | 0       | 1      | 11      |
| 随意契約                             |      | (100%)   | (100%)  | ( 59%) | ( 59%)  |
|                                  |      | 54       | 918     | 32     | 544     |
| 合 計                              |      | (100%)   | (100%)  | (100%) | (100%)  |
|                                  |      | 54       | 918     | 54     | 918     |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によるこ  
とが真にやむを得ないもの以外は、平成20年度から一般競争入札等  
による契約に移行することとする。

(1) 総合評価方式による契約の導入拡大

情報システム、医療技術製品及び公共工事の設計業務など、既  
に総合評価落札方式が導入されている分野に加え、研究開発、調  
査研究、広報業務など、総合評価落札方式によることが必要と思  
われる調達分野については、文部科学省が策定する総合評価落札  
方式ガイドラインに準じて導入を図るものとする。

総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

総合評価方式による一般競争への移行を支援するための運用上  
の基本的な事項を定めた業務マニュアルについて検討をおこない、  
仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を作成する。

ワーキング等の設置

上記の措置を実施するため、学内ワーキングを設置するととも  
に、関係部局の職員との協力・連携体制を整備する。

(2) 競争性等を向上させた統一的な企画競争の導入

一般競争入札が馴染まない場合についても、統一的な企画競争  
に移行することとし、公平性、公正性、透明性を確保するととも  
に競争性を高める。

公募については全て文部科学省又は国立大学法人山梨大学ホー  
ムページに掲載する。

(3) その他の委託契約等の取扱い

委託契約等のうち随意契約によることが真にやむを得ないもの  
を除いては、原則として、総合評価落札方式を含む一般競争入札  
による契約へ移行する。

総合評価落札方式に係る評価基準など総合評価落札方式ガイドラ  
インが策定されたものについては、平成20年4月以降、順次総  
合評価落札方式による契約へ移行する。

(4) 複数年度契約の拡大

業務内容により複数年度契約が可能な業務の洗い出しを早期に  
行うものとする。

研究開発やシステム関連等の複数年度にわたる契約や、賃貸借

及び設備、物品等の購入と不可分な関係にある保守点検業務等は、複数年度を前提とした契約へ順次移行するものとする。

(5) 入札手続きの効率化

多数の調達案件が一般競争入札等による契約へ移行することに伴い、業務量が増加することから、これらに対応するための契約事務体制の整備についての検討を行うものとする。

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行うものとする。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載



平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                     | 公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地     | 契約を締結した日   | 契約金額<br>(単位：円) | 契約種類 | 随意契約によることとした理由<br>(具体的にかつ詳細に記載)  | 見直しの結果 | 講ずる措置           | 類型区分 | 備考 |
|----|---|---------------------------------|---------------------------------|------------|----------------|------|--|--------|-----------------|------|----|
| 5  | 富士通 株式会社<br>山梨支店<br>甲府市丸の内1-1-10                      | 財務会計システム運用支援業務                  | 松下清武<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-4-39 | 平成19年3月22日 | 9055872        | 随意契約 | (山梨大学会計規則第17条及び契約規則第32条第1項第1号)<br>本学では、富士通(株)製の財務会計システムを導入している。<br>同システムを運用する上で、本学の方針に基づく各種マスタ設定、業務フローの改善、サーバー運用管理などが必要となる。また、問題が発生した場合の対応や、今後の処理方法の変更等に伴う機能の付与についてもプログラムの製作者である富士通(株)にシステム運用全般に関する支援を受ける必要がある。<br>よって、同システムを開発した富士通(株)以外の業者では対応が困難であるため、随意契約とする。  | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 6  | エルゼビア・ビー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジー<br>オランダ王国アムステルダム市ラダーヴェヒ29 | サイエンス・ダイレクトの利用                  | 松下清武<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-4-39 | 平成19年3月28日 | 24238282       | 随意契約 | (本学会計規則第17条及び契約規則第32条第1項第1号)<br>本学が導入しようとするサイエンスダイレクトは、エルゼビア・サイエンスグループが発行する約1,200タイトルのフルテキストの閲覧、検索、印刷を可能にしている。<br>これら最先端の高品質な技術情報は、教育研究支援環境を整える上に必要なものであり、利用者のニーズにあった資料の収集という点から、サイエンス・ダイレクトを導入するものである。<br>2007年版サイエンス・ダイレクトの利用について日本国内における販売は、エルゼビア・ビー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジーが直接おこなっている。以上の理由により、契約の目的が競争を許さないものと判断し、随意契約とする。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 12   |    |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号<br>又は名称及び住所                      | 公共工事の名称、場所、<br>機関及び種別又は物品役<br>務等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並び<br>にその所属する部署の<br>名称及び所在地 | 契約を締結した日   | 契約金額<br>(単位：円) | 契約<br>種類 | 随意契約によることとした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 見直しの結果  | 講ずる措置                 | 類型<br>区分 | 備考  |
|----|--|---|-------------------------------------|------------|----------------|----------|---|---------|-----------------------|----------|---|
| 7  | 富士ゼロックス山梨<br>株式会社山梨県甲府<br>市丸の内 3-32<br>-12 | 複写機の賃貸借契約                               | 中村光宏<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-4-3<br>7 | 平成18年3月30日 | 6495300        | 随意<br>契約 | (山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第1号)<br>複写機の賃貸借契約に当たっては、借料の外に保守料が占める割合を考慮する必要がある。については、次の項目を使用目的(設置場所)ごと検討し機器を決定した。<br>1 利用者が複数のため使用目的あった利便性が整っていること。<br>2 複写機のセキュリティレベル及び社員教育のモラルが徹底していること。<br>3 印刷の機能が多彩なことも加え、使用目的あった様々な付加機能を有していること。<br>4 複写枚数が多いため、耐久性に優れ故障がないこと<br>5 複写機は、機能維持の保守が不可欠のため、保守料金が安価で、サービス体制が迅速に対応できること。<br>6 環境対応に優れていること。<br>また、将来個人情報保護や複写枚数の削減に向けて一括管理が可能なシステムを大学で自由にコントロールできることが必要となる。<br>これらのことを踏まえ使用場所で機器の選定を行った結果、山梨県内において本学の条件を満たすのは同社だけであることから、随意契約とする。 | 見直の余地あり | 一般競争入札に移行(平成20年度契約から) |          | 賃貸<br>借契約<br>(H<br>19<br>.4.1<br>~H<br>20.3.<br>31) |
| 8  | 富士ゼロックス山梨<br>株式会社山梨県甲府<br>市丸の内 3-32<br>-12 | 複写機の保守契約                                | 中村光宏<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-4-3<br>7 | 平成18年3月30日 | 16455532       | 随意<br>契約 | (山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第1号)<br>ゼロックス複写機保守契約の対象となる機器の契約の相手方は全て山梨ゼロックス株式会社であり、ゼロックスの複写機の賃貸借・保守に関しては、代理店を過ぎずメーカーとの直接契約となっている。<br>また、常にメンテナンスや消耗品の補充を必要とする複写機の保守の契約は、当該機器に精通した、機器の購入先または賃貸借契約の相手方と締結することが望ましい。<br>なぜなら保守契約のみを別の相手方と締結すると、故障時の責任の所在が不明確になり無用なトラブルを引き起こす可能性があるためである。<br>さらに山梨ゼロックス株式会社については昨年度も同様の保守契約を締結しており、何ら問題なく当該複写機の良好な状態を維持することができた。<br>よって、今年度も契約を締結することが本学にとって有利かつ適切であると判断し、本学の条件を満たすのは同社だけであることから、随意契約とする。   | 見直の余地あり | 一般競争入札に移行(平成20年度契約から) |          | 単価<br>契約<br>(H<br>19<br>.4.1<br>~H<br>20.3.<br>31)  |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号<br>又は名称及び住所   | 公共工事の名称、場所、<br>機関及び種別又は物品役<br>務等の名称及び数量   | 契約担当者の氏名並び<br>にその所属する部署の<br>名称及び所在地        | 契約を締結した日  | 契約金額<br>(単位：円) | 契約<br>種類 | 随意契約によることとした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 見直しの結果 | 講ずる措置           | 類型<br>区分 | 備考 |
|----|---|---|--|-----------|----------------|----------|---|--------|-----------------|----------|----|
|    | Swets Information<br>Services BV<br>9 Heereweg 347<br>B, 2161 CA Lisse<br>The Netherlands | 外国雑誌 (ACI<br>Materials Journal &<br>ACI Structural Journal<br>外)                                  | 国立大学法人山梨大学<br>長 貫井英明<br>山梨県甲府市武田4-4-<br>37 | 平成18年4月1日 | 25,227,718     | 随意<br>契約 | 外国雑誌の刊行は、毎年1月か<br>ら12月号をもって1サイクル<br>として出版され、かつ、出版さ<br>れる前年の秋頃に予約をする国<br>際商慣習がある。2006年版<br>の購入をするに当たって昨年1<br>0月に7業者により見積合わせ<br>を実施した結果、最低価格の<br>Swets Information Services BV<br>に予約をしている。以上の理由<br>により、契約の目的が競争を許<br>さないものと判断し、本学会計<br>規則第17条及び契約規程第3<br>2条第1項第1号により、Swets<br>Information Services BVと随意<br>契約をするものである   | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 18       |    |
| 10 | ユサコ (株)<br>東京都港区東麻布2-<br>17-12  | 2006年版Wiley<br>InterScience電子ジャー<br>ナル及び外国雑誌<br>(Journal of Research<br>in Science Teaching<br>外) | 国立大学法人山梨大学<br>長 貫井英明<br>山梨県甲府市武田4-4-<br>37 | 平成18年4月1日 | 5,186,471      | 随意<br>契約 | 外国雑誌の刊行については、毎<br>年1月から12月号をもって1<br>サイクルとして出版され、出版<br>される前年の秋頃に予約をする<br>国際商慣習がある。ついで、<br>Wiley社の電子ジャーナルと冊子<br>体 (外国雑誌) は取り扱う代理<br>店を統一することにより、冊子<br>体料金が特別価格 (定価の1<br>0%) で購入可能となるため<br>に、昨年11月、6業者による<br>電子ジャーナルと外国雑誌を<br>セットにした見積り合せを実施<br>し、最低価格のユサコ株式会<br>社を契約予定業者とした。以上の<br>理由により、契約の目的が競争<br>を許さないものと判断し、本学<br>会計規則第17条及び契約規程<br>第32条第1項第1号により、<br>2006年版 Wiley<br>InterScience電子ジャーナルの<br>サービス及びWiley社の外国雑誌<br>の納入について、ユサコ株式会<br>社と随意契約をするものである。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 18       |    |
| 11 | 甲府市水道事業管理<br>者 山梨県甲府市丸<br>の内 3-32-1<br>2  | 上水道   | 土屋 豊<br>医学部 中央市下河東<br>1110                 | 4・5月分     | 5,916,012      | 随意<br>契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第6号<br>山梨大学医学部の所在地である<br>中央市の上水道は、「甲府市水<br>道事業」として供給することが<br>甲府市の条例により定められて<br>いるため。   | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 8        |    |
| 12 | 甲府市水道事業管理<br>者 山梨県甲府市丸<br>の内 3-32-1<br>2  | 上水道   | 土屋 豊<br>医学部 中央市下河東<br>1110                 | 6・7月分     | 6,155,579      | 随意<br>契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第6号<br>山梨大学医学部の所在地である<br>中央市の上水道は、「甲府市水<br>道事業」として供給することが<br>甲府市の条例により定められて<br>いるため。   | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 8        |    |
| 13 | 甲府市水道事業管理<br>者 山梨県甲府市丸<br>の内 3-32-1<br>2  | 上水道   | 土屋 豊<br>医学部 中央市下河東<br>1110                 | 8・9月分     | 6,359,928      | 随意<br>契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第6号<br>山梨大学医学部の所在地である<br>中央市の上水道は、「甲府市水<br>道事業」として供給することが<br>甲府市の条例により定められて<br>いるため。   | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 8        |    |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所             | 公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日   | 契約金額<br>(単位：円) | 契約種類 | 随意契約によることとした理由<br>(具体的にかつ詳細に記載)   | 見直しの結果 | 講ずる措置           | 類型区分 | 備考                |
|----|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------|----------------|------|---|--------|-----------------|------|-------------------|
| 14 | 甲府市水道事業管理者 山梨県甲府市丸の内 3-32-12  | 上水道                             | 土屋 豊<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 10・11月分    | 5,636,965      | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第6号 山梨大学医学部の所在地である中央市の上水道は、「甲府市水道事業」として供給することが甲府市の条例により定められているため。                          | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 8    |                   |
| 15 | 甲府市水道事業管理者 山梨県甲府市丸の内 3-32-12  | 上水道                             | 土屋 豊<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 12・1月分     | 5,873,390      | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第6号 山梨大学医学部の所在地である中央市の上水道は、「甲府市水道事業」として供給することが甲府市の条例により定められているため。                          | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 8    |                   |
| 16 | 甲府市水道事業管理者 山梨県甲府市丸の内 3-32-12  | 上水道                             | 土屋 豊<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 2・3月分      | 5,924,099      | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第6号 山梨大学医学部の所在地である中央市の上水道は、「甲府市水道事業」として供給することが甲府市の条例により定められているため。                          | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 8    |                   |
| 17 | 中央市役所水道課所 中央市成島2266           | 下水道                             | 土屋 豊<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 10・11月分    | 5,014,149      | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第6号 山梨大学医学部の所在地である中央市の下水道は、「中央市下水道事業」として使用することが中央市の条例により定められているため。                         | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 8    |                   |
| 18 | 中央市役所水道課所 中央市成島2266           | 下水道                             | 土屋 豊<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 2・3月分      | 5,259,177      | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第6号 山梨大学医学部の所在地である中央市の下水道は、「中央市下水道事業」として使用することが中央市の条例により定められているため。                         | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 8    |                   |
| 19 | 中巨摩地区広域事務組合 中巨摩郡昭和町河東中島2038-3 | 一般廃棄物処理                         | 古屋峰夫<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成19年3月30日 | 6,086,880      | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第1号 山梨大学医学部の所在地である中央市の廃棄物処理は、「中巨摩地区広域事務組合清掃センターごみ処理場」を使用することが、「中巨摩地区広域事務組合規約」により定められているため。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの |      | 単価<br>416<br>円/kg |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所         | 公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日   | 契約金額<br>(単位：円) | 契約種類 | 随意契約によることとした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 見直しの結果   | 講ずる措置                   | 類型区分 | 備考 |
|----|---------------------------|---------------------------------|-----------------------------|------------|----------------|------|--|----------|-------------------------|------|----|
| 20 | 富士ゼロックス山梨<br>㈱ 甲府市国母1-3-7 | 電子複写機賃貸借料一式                     | 野中富美香<br>医学部 中央市下河東1110     | 平成19年3月30日 | 6,393,600      | 随意契約 | <p>(山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第1号)</p> <p>複写機の賃貸借契約に当たっては、借料の外に保守料が占める割合を考慮する必要がある。については、次の項目を使用目的(設置場所)ごと検討し機器を決定した。</p> <p>1 利用者が複数のため使用目的あった利便性が整っていること。</p> <p>2 複写機のセキュリティレベル及び社員教育のモラルが徹底していること。</p> <p>3 印刷の機能が多彩なことも加え、使用目的あった様々な付加機能を有していること。</p> <p>4 複写枚数が多いため、耐久性に優れ故障がないこと</p> <p>5 複写機は、機能維持の保守が不可欠のため、保守料金が安価で、サービス体制が迅速に対応できること。</p> <p>6 環境対応に優れていること。</p> <p>また、将来個人情報保護や複写枚数の削減に向けて一括管理が可能なシステムを大学で自由にコントロールできることが必要となる。</p> <p>これらのことを踏まえ使用場所で機器の選定を行った結果、山梨県内において本学の条件を満たすのは同社だけであることから、随意契約とする。</p> | 見直しの余地あり | 一般競争入札に移行<br>(20年度契約から) |      |    |
| 21 | 富士ゼロックス山梨<br>㈱ 甲府市国母1-3-7 | 電子複写機保守契約一式                     | 野中富美香<br>医学部 中央市下河東1110     | 平成19年3月30日 | 13,414,707     | 随意契約 | <p>(山梨大学会計規則第17条及び契約規程第32条第1項第1号)</p> <p>ゼロックス複写機保守契約の対象となる機器の契約の相手方は全て山梨ゼロックス株式会社であり、ゼロックスの複写機の賃貸借・保守に関しては、代理店を過ぎずメーカーとの直接契約となっている。</p> <p>また、常にメンテナンスや消耗品の補充を必要とする複写機の保守の契約は、当該機器に精通した、機器の購入先または賃貸借契約の相手方と締結することが望ましい。</p> <p>なぜなら保守契約のみを別の相手方と締結すると、故障時の責任の所在が不明確になり無用なトラブルを引き起こす可能性があるためである。</p> <p>さらに山梨ゼロックス株式会社については昨年度も同様の保守契約を締結しており、何ら問題なく当該複写機の良好な状態を維持することができた。</p> <p>よって、今年度も契約を締結することが本学にとって有利かつ適切であると判断し、本学の条件を満たすのは同社だけであることから、随意契約とする。</p>   | 見直しの余地あり | 一般競争入札に移行<br>(20年度契約から) |      |    |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所  | 公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量     | 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日   | 契約金額<br>(単位：円) | 契約種類        | 随意契約によることとした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)  | 見直しの結果 | 講ずる措置           | 類型区分 | 備考 |
|----|--|-------------------------------------|-----------------------------|------------|----------------|-------------|---|--------|-----------------|------|----|
| 22 | 三井住友銀リース㈱<br>新宿区西新宿1-2<br>0-2 12F                                  | ゲート式職員駐車場設備<br>一式                   | 古屋峰夫<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年10月1日 | 25,641,000     | 随意契約        | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>駐車場委託業務を大学の直接管<br>理とし、大学が委託業者の複数<br>年契約を引継ぐため                           | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 23 | (有)山梨地域医療研<br>究所<br>中央市下河東111<br>0                                 | 「元気生活ナビゲ<br>ーター」ソフト 一式              | 海老名 庸<br>医学部 中央市下河東<br>1110 | 平成18年12月5日 | 5,000,000      | 随意契約        | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>研究を推進するうえで活用でき<br>るシステムが他に存在せず、直<br>接販売であるため                            | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 12   |    |
| 24 | (株)子ども企画<br>中央市成島1530  | どんぐり保育園管理運営<br>業務 一式                | 岡 智昭<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成19年3月30日 | 41,364,000     | 企画競争<br>・公募 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>山梨大学事業所内保育園設置に<br>伴う運営業務委託業者選定委員<br>会要項の第3条により公募のため                     | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 25 | ジーイー横河メディ<br>カルシステム(株)<br>山梨営業所<br>山梨県甲府市飯田2<br>-4-1               | 全身用X線コンピュータ<br>断層撮影装置修理(管球<br>交換)一式 | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成19年3月23日 | 9,977,100      | 随意契約        | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>装置の販売業者であり、県内唯<br>一の保守・点検・修理を行う業<br>者であること。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 26 | ジーイー横河メディ<br>カルシステム(株)<br>山梨営業所<br>山梨県甲府市飯田2<br>-4-1               | 全身用コンピュータ断層<br>撮影装置修理一式             | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年5月26日 | 17,849,942     | 随意契約        | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>装置の販売業者であり、県内唯<br>一の保守・点検・修理を行う業<br>者であること。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 27 | ジーイー横河メディ<br>カルシステム(株)<br>山梨営業所<br>山梨県甲府市飯田2<br>-4-1               | 全身用コンピュータ断層<br>撮影装置修理一式             | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年9月15日 | 8,310,188      | 随意契約        | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>装置の販売業者であり、県内唯<br>一の保守・点検・修理を行う業<br>者であること。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 28 | 東芝メディカルシス<br>テムズ(株)山梨支<br>店<br>山梨県甲府市相生<br>2-4-20                  | X線CT装置用管球交換<br>一式                   | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年6月9日  | 18,837,000     | 随意契約        | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>装置の販売業者であり、県内唯<br>一の保守・点検・修理を行う業<br>者であること。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 29 | 東芝メディカルシス<br>テムズ(株)山梨支<br>店<br>山梨県甲府市相生<br>2-4-20                  | 血管撮影装置修理一式                          | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年10月5日 | 5,355,000      | 随意契約        | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>装置の販売業者であり、県内唯<br>一の保守・点検・修理を行う業<br>者であること。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 30 | シーメンス旭メディ<br>テック(株)西東京<br>営業所<br>東京都品川区東五反<br>田3-2-14 高輪パー<br>クタワー | 心臓血管連続撮影装置<br>「BICOR T.o.P」修理一式     | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年9月13日 | 18,375,000     | 随意契約        | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>装置の販売業者であり、県内唯<br>一の保守・点検・修理を行う業<br>者であること。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所  | 公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日  | 契約金額<br>(単位：円) | 契約種類 | 随意契約によることとした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 見直しの結果 | 講ずる措置           | 類型区分 | 備考          |
|----|--|---------------------------------|-----------------------------|-----------|----------------|------|--|--------|-----------------|------|-------------|
| 31 | (株) Varian ME<br>メディカルシステムズ<br>東京都中央区日本橋<br>富沢町10-16 MY<br>ARK 日本橋ビル | 三菱医用ライナック外保<br>守契約一式            | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年4月1日 | 12,862,500     | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>装置の販売業者であり、県内唯<br>一の保守・点検・修理を行う業<br>者であること。                                | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |             |
| 32 | シーメンス旭メディ<br>テック(株) 西東京<br>営業所<br>東京都品川区東五反<br>田3-2-14 高輪パー<br>クタワー  | 心臓血管連続撮影装置保<br>守一式              | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年4月1日 | 8,812,991      | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>装置の販売業者であり、県内唯<br>一の保守・点検・修理を行う業<br>者であること。                                | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |             |
| 33 | 東芝メディカルシ<br>ステムズ(株) 山梨支<br>店<br>山梨県甲府市相生<br>2-4-20                   | CTスキャナ装置保守一式                    | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年4月1日 | 5,402,250      | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>装置の販売業者であり、県内唯<br>一の保守・点検・修理を行う業<br>者であること。                                | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |             |
| 34 | (株) エスアールエ<br>ル<br>東京都立川市曙町2<br>-41-19                               | 臨床検査委託料                         | 木村美那<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年4月1日 | 62,303,768     | 随意契約 | 契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>「臨床検査委託業者選定委員<br>会」において、緊急に大量の検<br>体検査が出来ること、またデー<br>タの継続性が必要であることに<br>よる。                   | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   | 単価<br>2,194 |
| 35 | (株) ビーエムエル<br>東京都渋谷区千駄ヶ<br>谷5-21-3                                   | 臨床検査委託料                         | 木村美那<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年4月1日 | 11,432,766     | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>「臨床検査委託業者選定委員<br>会」において、緊急に大量の検<br>体検査が出来ること、またデー<br>タの継続性が必要であることに<br>よる。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   | 単価<br>1,050 |
| 36 | (株) 三菱化学ビー<br>シーエル<br>東京都板橋区志村<br>3-30-1                             | 臨床検査委託料                         | 木村美那<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年4月1日 | 17,013,068     | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>「臨床検査委託業者選定委員<br>会」において、緊急に大量の検<br>体検査が出来ること、またデー<br>タの継続性が必要であることに<br>よる。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   | 単価<br>1,659 |
| 37 | 山梨県赤十字血液セ<br>ンター<br>山梨県甲府市池田<br>1-6-1                                | 血液製剤及び血液成分製<br>剤                | 大澤正弘<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年4月1日 | 116,762,316    | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>「臨床検査委託業者選定委員<br>会」において、緊急に大量の検<br>体検査が出来ること、またデー<br>タの継続性が必要であることに<br>よる。 | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   | 単価<br>5,752 |
| 38 | 山梨県赤十字血液セ<br>ンター<br>山梨県甲府市池田<br>1-6-1                                | 血漿分画製剤                          | 大澤正弘<br>医学部 中央市下河東<br>1110  | 平成18年4月1日 | 20,894,139     | 随意契約 | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>契約の相手が唯一であること。   | その他    | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   | 単価<br>6,300 |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所   | 公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地      | 契約を締結した日   | 契約金額<br>(単位：円) | 契約種類     | 随意契約によることとした理由<br>(具体的にかつ詳細に記載)  | 見直しの結果  | 講ずる措置           | 類型区分 | 備考 |
|----|---|---------------------------------|----------------------------------|------------|----------------|----------|--|---------|-----------------|------|----|
| 39 | 国立大学附属病院長<br>会議事務局<br>東京都文京区本郷3-25-13 グラン<br>フォークスV本郷ビル7F | 平成18年度国立大学附属<br>病院損害賠償責任保険料     | 今井 桂<br>医学部 中央市下河東<br>1110       | 平成18年4月13日 | 17,319,706     | 随意契約     | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>契約の相手が唯一であること。<br>独自で行うより有利であるこ<br>と。  | その他     | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 40 | マコト医科精機<br>(株)<br>山梨県甲府市飯田<br>1-3-34                      | 人工呼吸器一式賃貸借                      | 石原正人<br>医学部 中央市下河東<br>1110       | 平成18年3月28日 | 5,233,794      | 随意契約     | 山梨大学会計規則第17条及び<br>契約規程第32条第1項第1号<br>契約の性質又は目的が競争を許<br>さないとき。<br>賃貸借について県内唯一の代理<br>店であり、保守・点検・修理を<br>行う業者であること。   | その他     | 随意契約によらざるを得ないもの | 14   |    |
| 41 | 東京電力(株)甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1                            | 電気料(工学部)4月分                     | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11 | 平成18年4月1日  | 5,021,661      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行 |      |    |
| 42 | 東京電力(株)甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1                            | 電気料(工学部)6月分                     | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11 | 平成18年6月1日  | 5,435,235      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行 |      |    |
| 43 | 東京電力(株)甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1                            | 電気料(工学部)7月分                     | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11 | 平成18年7月1日  | 6,286,231      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行 |      |    |
| 44 | 東京電力(株)甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1                            | 電気料(工学部)8月分                     | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11 | 平成18年8月1日  | 6,330,874      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行 |      |    |
| 45 | 東京電力(株)甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1                            | 電気料(工学部)9月分                     | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11 | 平成18年9月1日  | 5,804,917      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行 |      |    |
| 46 | 東京電力(株)甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1                            | 電気料(工学部)10月分                    | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11 | 平成18年10月1日 | 5,367,107      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行 |      |    |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号<br>又は名称及び住所            | 公共工事の名称、場所、<br>機関及び種別又は物品役<br>務等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並び<br>にその所属する部局の<br>名称及び所在地 | 契約を締結した日   | 契約金額<br>(単位：円) | 契約<br>種類 | 随意契約によることとした理由<br>(具体的かつ詳細に記載)   | 見直しの結果  | 講ずる措置                    | 類型<br>区分 | 備考 |
|----|----------------------------------|---|-------------------------------------|------------|----------------|----------|--|---------|--------------------------|----------|----|
| 47 | 東京電力(株) 甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1  | 電気料(工学部) 1 1 月分                         | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11    | 平成18年11月1日 | 5,464,107      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行          |          |    |
| 48 | 東京電力(株) 甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1  | 電気料(工学部) 1 2 月分                         | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11    | 平成18年12月1日 | 5,667,921      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行          |          |    |
| 49 | 東京電力(株) 甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1  | 電気料(工学部) 1 月分                           | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11    | 平成19年1月1日  | 5,694,115      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行          |          |    |
| 50 | 東京電力(株) 甲府<br>支社<br>甲府市住吉5-15-1  | 電気料(工学部) 2 月分                           | 望月 真樹<br>財務管理部会計課<br>甲府市武田4-3-11    | 平成19年2月1日  | 5,810,542      | 随意<br>契約 | 平成18年度以前に契約を締結<br>した長期継続契約(予算決算及び<br>会計令第102条の2第1号)<br>であり、このため以前の契約種<br>別が一定条件のもと、引き続き<br>適用されており、このことによ<br>り本来の契約種別と比較し、よ<br>り有利な金額であると判断し随<br>意契約とした。 | 見直の余地あり | 競争入札若しくは企画競争に移行          |          |    |
| 51 | 榊千代田<br>東京都杉並区南荻窪<br>3丁目29番12号   | 山梨大学下河東団地医療<br>ガス設備保全業務                 | 中村光宏<br>施設企画課<br>山梨県中央市下河東<br>1110  | 平成18年8月25日 | 5,806,500      | 随意契約     | 病院の特殊性から24時間体制の<br>保守管理が必要であり、かつ本<br>学使用製品の県内唯一の代理店<br>であるため   | 見直の余地あり | 競争入札に移行<br>(平成19年度契約から)  |          |    |
| 52 | 榊東洋製作所<br>東京都品川区東品川<br>4丁目11番34号 | 山梨大学下河東団地冷温<br>水発生機設備保全業務               | 中村光宏<br>施設企画課<br>山梨県中央市下河東<br>1110  | 平成19年3月26日 | 7,770,000      | 随意契約     | 本設備の製造会社は三菱重工榊<br>であり、施工及び保守管理はす<br>べて契約の相手方が行っている<br>ため。  | 見直の余地あり | 競争入札に移行<br>(平成20年度契約から)  |          |    |
| 53 | 旭建工(株)<br>兵庫県尼崎市浜田町<br>一丁目29番地   | 山梨大学緑ヶ丘宿舎・成<br>島宿舎C棟石綿含有吹付<br>材除去その他工事  | 中村光宏<br>施設企画課<br>山梨県中央市下河東<br>1110  | 平成18年6月2日  | 43,050,000     | 不落隣契     | 一般競争に付したが応札者なく、<br>再度入札に付しても落札者<br>がないため随意契約とする。<br>(山梨大学会計規則第17条及<br>び契約規程第32条第1項第8<br>号)   | 見直の余地あり | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |          |    |
| 54 | 池田建設(株)<br>東京都港区芝浦二丁<br>目3番31号   | 山梨大学総合研究棟(B<br>1号館)Ⅱ期改修工事               | 中村光宏<br>施設企画課<br>山梨県中央市下河東<br>1110  | 平成18年8月11日 | 141,750,000    | 不落隣契     | 一般競争に付したが応札者なく、<br>再度入札に付しても落札者<br>がないため随意契約とする。<br>(山梨大学会計規則第17条及<br>び契約規程第32条第1項第9<br>号)   | 見直の余地あり | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |          |    |
| 合計 |                                  |   |                                     |            | 918,356,099    |          |  |         |                          |          |    |

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。  
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。  
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)  
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人山梨大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号<br>又は名称及び住所 | 公共工事の名称、場所、<br>機関及び種別又は物品役<br>務等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並び<br>にその所属する部局の<br>名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額<br>(単位：円) | 契約<br>種類 | 随意契約によることとした理由<br>(具体的かつ詳細に記載) | 見直しの結果 | 講ずる措置 | 類型<br>区分 | 備考 |
|----|-----------------------|---|-------------------------------------|----------|----------------|----------|--------------------------------|--------|-------|----------|----|
|----|-----------------------|---|-------------------------------------|----------|----------------|----------|--------------------------------|--------|-------|----------|----|

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。  
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」

随意契約事由別 類型早見表

| 随 意 契 約 事 由   | 類型<br>区分 |
|---|----------|
| 《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》   |          |
| イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの  |          |
| (イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの   | 1        |
| (ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの   | 2        |
| (ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの                           | 3        |
| (ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの  | 4        |
| ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)    | 5        |
| ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等   | 6        |
| ニ その他   |          |
| (イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等 | 7        |
| (ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)             | 8        |
| (ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)  | 9        |
| (ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入                                | 10       |
| (ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入   | 11       |
| (ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの                      | 12       |

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。